

新エネルギー自動車用動力蓄電池のリサイクル管理に関する暫定弁法

アジア調査部中国室研究員
劉家敏
03-3591-1384
jjamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国工業情報化部・科学技術部・環境保護部等7部門は、2018年2月26日に共同で「新エネルギー自動車用動力蓄電池のリサイクル管理に関する暫定弁法」（中国語名「新能源汽车动力蓄电池回收利用管理暂行办法」、以下「暫定弁法」）を発表した。
- 中国の新エネルギー自動車の年間販売台数は、2017年に77.7万台で3年連続世界一となり、累計保有台数も180万台と世界全体の半分を超えている。新エネルギー自動車の普及が進む中、動力蓄電池のリサイクルに対する管理の強化とその関連企業の責任の明確化はますます重要となる。そのために策定されたのが、2018年8月1日施行のこの「暫定弁法」である。
- 「暫定弁法」では、拡大生産者責任制度（EPR）を適用し、自動車メーカーが動力蓄電池を回収する主体的責任を担い、動力蓄電池生産企業等がリサイクル過程における相応的責任を担うと規定した上で、「設計、生産および回収責任」、「综合利用」、「監督管理」に関する条例が制定された。「設計、生産および回収責任」については、動力蓄電池生産企業による標準化、汎用性、解体・リサイクルの可能性を追求する製品の設計、再生材料の有効活用、動力蓄電池の解体・保管技術情報の自動車メーカーへの提供、自動車メーカーとの連携による動力蓄電池の製造番号の割り振り等、自動車メーカーによる動力蓄電池の製造番号に対応した車両の記録、動力蓄電池の修理・交換を行うサービス拠点や廃電池回収拠点のネットワーク化等が示された。「综合利用」については、動力蓄電池生産企業と综合利用企業の連携や综合利用企業による先進的かつ適切な技術・工芸・装備を活かした動力蓄電池の二次利用・リサイクル等の奨励、動力蓄電池のリサイクルに携わる企業による自動車メーカーが提供した技術情報を参考した動力蓄電池の解体・リサイクル、環境保護関連法規・政策・標準に基づいた環境の無害化処理の実施等が挙げられた。「監督管理」については、工業情報化部と関係官庁による動力蓄電池のリサイクル関連技術・標準の研究・制定、リサイクル管理の標準体系の構築、全国統一の「追跡情報システム」の整備、規定違反企業に対する是正措置の実施等が明示された。

【構成(概要)】

「新エネルギー自動車用動力蓄電池のリサイクル管理に関する暫定弁法」

(工信部聯節[2018]43号)

成立日：2018年1月26日、発表日：2018年2月26日

1. 総則（第1条～第6条）：新エネルギー自動車用動力蓄電池のリサイクルに対する管理の強化とその関連産業の発展の規範化、資源の総合利用の促進、安全保障と国民の生命・財産の保護、新エネルギー自動車産業の持続的かつ健全な発展の促進等を図るために本暫定弁法を制定する。生産・使用・利用・保管・運輸過程で発生した新エネルギー自動車用廃電池や中古電池は、本弁法に基づいて回収・処理する。関係官庁は、各自の職権範囲内において動力蓄電池のリサイクルを管理・監督する。拡大生産者責任制度（EPR）を適用し、自動車メーカーが動力蓄電池を回収する主体的責任を担い、動力蓄電池に係る関連企業がリサイクル過程における相応の責任を果たす。
2. 設計、生産および回収責任（第7条～第17条）：動力蓄電池生産企業は、標準化、汎用性、解体・リサイクルの可能性を追求する製品の設計、再生材料の有効活用、動力蓄電池の解体・保管技術情報の自動車メーカーへの提供、自動車メーカーとの連携による動力蓄電池の製造番号の割り振り等が義務付けられ、自動車メーカーは、動力蓄電池の製造番号に対応した車両の記録、動力蓄電池の修理・交換を行うサービス拠点や廃電池回収拠点のネットワーク化等が義務付けられる。
3. 総合利用（第18条～第22条）：動力蓄電池生産企業と総合利用企業の連携や総合利用企業が先進的かつ適切な技術・工芸・装備を活かした動力蓄電池の二次利用・リサイクル等を奨励する。動力蓄電池のリサイクルに携わる企業は、自動車メーカーが提供した技術情報を参考に動力蓄電池の解体・リサイクル、環境保護関連法規・政策・標準に基づいた環境の無害化処理等を行う。
4. 監督管理（第23条～第29条）：工業情報化部と国家標準化主管部門は、動力蓄電池の解体・包装・運輸・残量測定・二次利用・材料回収・安全保障・環境保護等のリサイクル関連技術・標準を研究・制定し、リサイクル管理の標準体系を構築する。また、自動車メーカーがサービス拠点の最新情報を定期的にアップロードできるような全国統一の「追跡情報システム」を整備する。関係官庁間の情報共有メカニズムを通じて動力蓄電池の製造者・行方を効果的に把握する。規定を守らない企業に対しては、改善命令や強制認証（3C認証）の停止等を含む是正措置を講じる。
5. 附則（第30条～第31条）：本暫定弁法は、工業情報化部、科学技術部、環境保護部、交通運輸部、商務部、品質検査総局、エネルギー局が解釈に責任を負い、2018年8月1日から施行する。

* 中国語全文は、<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757016/c6068823/content.html> から入手可能（2018年3月28日アクセス）

以上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。